

弘前大学研究代表者(PI)等人件費支出制度実施要項

(令和3年9月17日 学長裁定第39号)

改正 令和5年2月16日

第1 趣旨

この要項は、競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の person 費の支出について(令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)及び国立大学法人弘前大学における競争的研究費から研究代表者等の person 費支出により確保された財源の活用に関する基本方針(令和3年9月17日学長裁定)に基づき、弘前大学(以下「本学」という。)における研究代表者(PI)等人件費支出制度(以下「PI 人件費支出制度」という。)について、必要な事項を定める。

第2 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費 国等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るものをいう。
- (2) 研究代表者等 本学教員のうち、競争的研究費により実施される研究の研究代表者(本学全学共通分の予算により person 費の支出がなされている者)及び常勤の研究分担者をいう。
- (3) PI 人件費 競争的研究費(PI 人件費支出制度の適用が可能なものに限る。以下「対象経費」という。)において、直接経費に計上された当該研究代表者等の person 費をいう。
- (4) PI 人件費支出制度 PI 人件費計上により確保された財源(以下「PI 財源」という。)を研究代表者等の研究力向上に活用する制度をいう。
- (5) エフォート 研究者の全業務時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合をいう。
- (6) バイアウト制度 弘前大学バイアウト制度実施要項(令和3年7月7日学長裁定)第2第4号に規定するものをいう。

第3 対象者

PI 人件費支出制度により競争的研究費の直接経費に PI 人件費を計上できる者は、対象経費による研究プロジェクトに参加する研究代表者等とする。ただし、研究分担者については、この要項に定めるもののほか、各競争的研究費制度において対象者の定めがある場合は、これに従うものとする。

- 2 研究代表者が PI 人件費支出制度を利用する場合は、原則として、研究代表者と同等の職階及び下位の職階の本学研究分担者についても PI 人件費を計上することとする。なお、研究代表者より上位の職階の本学研究分担者については、PI 人件費計上の対象外とする。

第4 算定方法

人件費充当額は、研究代表者等の年間給与額に当該研究活動に従事するエフォート（パイアウト制度の利用により拡充されたエフォートを除く。）を乗じた金額を上限とし、10万円以上500万円以下の範囲内で整数第4桁までの端数を切り捨てた額を計上するものとする。研究分担者については研究代表者の人件費充当額を越えないこととする。ただし、PI人件費の計上について、この要項の定めにかかわらず、各競争的研究費制度において定めがある場合は、これに従うものとする。

第5 使途

本学におけるPI財源は、次の各号に掲げる研究力強化に関する施策に応じ、原則、当該各号に定める割合で分配するものとする。

- (1) 研究代表者等への研究代表者等特別手当の付与 70%
- (2) 大学全体の研究環境整備 30%

第6 申請手続

研究代表者は、PI人件費計上にあたり、当該研究プロジェクトに参加する本学研究分担者と協議の上、同意を得るものとする。

- 2 研究代表者は、PI人件費支出制度の利用を希望する場合は、研究代表者等人件費支出制度利用申請書(別記様式1)を所属する部局長を経由して学長に提出し、承認又は不承認の決定を受けなければならない。
- 3 前項の申請は、応募書類に経費の計上が求められている場合は、その提出時まで、応募書類に経費の計上が求められていない場合は、採択後の経費計上を求める書類の提出時までに行うものとする。
- 4 本学へ第2項に規定する申請書を提出した後は、原則として、その計上額を変更できないものとする。ただし、競争的研究費の減額変更等によるPI人件費計上額の変更その他やむを得ない事情が生じた場合には変更を認めることとし、資金配分機関の了承を得た上で、再度学長に申請書を提出するものとする。
- 5 前項ただし書の規定にかかわらず、申請時より後に追加された本学研究分担者については、PI人件費を計上することは認めない。
- 6 学長は、PI人件費支出制度の適用を受ける研究代表者等の研究費不正等が判明した場合、当該研究代表者等による申請によらず、直ちに本制度の適用を中止することができる。

第7 エフォート確保のための措置

部局長は、研究代表者等のエフォートを適切に管理するとともに、研究代表者等が当該研究活動を確実に実施できるよう業務の効率化を図り、研究時間を確保するための措置を講ずるものとする。

第8 活用実績の報告

学長は、PI 人件費支出制度の実施による各年度の活用実績について、翌年度6月30日までに資金配分機関及び研究代表者等に対して報告するものとする。

2 本学は、PI 人件費支出制度の実施による各年度の活用実績について、原則としてホームページ等で公表するものとする。

第9 準用

前記第2第2号から第6号及び前記第3から前記第8の規定は、外部機関との共同研究、受託研究及び学術指導（以下「共同研究等」という。）の直接経費に研究代表者、研究分担者、又は学術指導を行う職員の人件費を計上する場合について準用する。この場合において、「競争的研究費」とあるのは「共同研究等」と読み替えるものとし、また、前記第8第1項の資金配分機関への報告は要しないものとする。

第10 雑則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年9月17日から実施する。

附 則（令和5年2月16日）

この要項は、令和5年2月16日から実施する。

年 月 日

弘前大学長 殿

部局名
部局長名

研究代表者
所属
職名
氏名

研究代表者等人件費支出制度利用申請書

以下のとおり研究代表者等人件費支出制度を利用することを希望しますので、申請いたします。

なお、以下の申請内容については部局内の承認を得ていることを申し添えます。

申請する競争的研究費制度

名 称	
種 目 等	
研究期間	
申請する人件費総額	※エフォート等の根拠を記載すること

※採択後に提出する場合は、交付内定通知等を添付すること。